（改正案）

第十五号様式（第二十条）

（表）

第　　号 身　分　証　明　書 写 真 所属 職名　氏　　名 年　月　日生 年　　月　　日交付 千葉県知事　　印	この証明書を携帯する者は、千葉県立自然公園条例第24条に規定する指示をすることができる職員である。

（注）この用紙は、A列６番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りとする。

（裏）

千葉県立自然公園条例（抄）

（利用のための規制）

第二十四条　特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一　当該自然公園の利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。

二　著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方で客引きをし、その他当該自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。

２　県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第二号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。

３　前項に規定する職員については、第二十二条第三項の規定を準用する。

第三十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～五　（略）

六　特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第二十四条第一項第一号に掲げる行為をした者又は同条第二項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第一項第二号に掲げる行為をした者

七　（略）

（現行）

第十五号様式（第二十条）

（表）

第　　号 身　分　証　明　書 写　真 所属 職名　氏　　名 年　月　日生 年　　月　　日交付 年　　月　　日限り有効 千葉県知事　　印	この証明書を携帯する者は、千葉県立自然公園条例第24条に規定する指示をすることができる職員である。

（注）この用紙は、A列６番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とする。

（裏）

千葉県立自然公園条例（抄）

（利用のための規制）

第二十四条　特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一　当該自然公園の利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。

二　著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方で客引きをし、その他当該自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。

２　県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第二号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。

３　前項に規定する職員については、第二十二条第三項の規定を準用する。

第三十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～五　（略）

六　特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第二十四条第一項第一号に掲げる行為をした者又は同条第二項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第一項第二号に掲げる行為をした者

七　（略）